

# 質疑応答

## (当日に寄せられた質問)

\* 事前に寄せられた質問と重複するもの、当日の解説に該当する質問などは、除いています。

本ワークショップの質疑応答で回答した内容は、自然エネルギー財団の解釈に基づくものです。

RE100の公式の回答ではありません。

公式の回答が必要な場合には、以下までメールでお問い合わせください。

[RE100技術要件に関するお問い合わせ]

[re100@CDP.net](mailto:re100@CDP.net)

# エネルギー源に関する主な質問

1. 水力とバイオマスに限定して持続可能性が問われる理由は何ですか。
2. 水力とバイオマスの持続可能性について、適用開始は2024年1月以降という理解で正しいでしょうか。
3. 持続可能性について、報告時にどのような説明を求められますか。
4. リパワリングに関して、なぜ水力だけが水車か発電機の交換で認められるのでしょうか。

# 調達方法に関する主な質問

1. コーポレートPPAを含めて、公的資金（補助金）を適用した場合に、RE100の要件を満たしますか。
2. 新規のFIT再エネは、追加性が認められるのでしょうか。
3. Appendix E4に記載されているエネルギー属性証書の長期契約について解説していただきたい。
4. 発電事業者と小売電気事業者間で相対取引する非化石証書は対象電源を特定できます。その場合でも属性情報の付与（トラッキング）が必須になりますか。
5. リプレースした電源の稼働開始時にオフサイトPPAを締結した場合には、運転開始後15年以上でも延長は可能でしょうか。

# 調達方法に関する主な質問（続）

6. 複数の太陽光発電所を対象に20年間のコーポレートPPAを締結して、その後の一部の太陽光発電所を入れ替えて同じ需要家と契約を締結しなおした場合に、運転開始から15年以内の制限はどうなりますか。
7. バーチャルPPAや証書の長期取引において、最初の契約者とは環境価値（証書）の売買に関する最初の契約者という理解で正しいでしょうか。
8. 運転開始から15年以上を経過した再エネ発電所でも、自己託送であれば、RE100の要件に適合しますか。
9. 賃貸ビルに入居している場合に、ビルのオーナーが変わると、供給先が同じままでも、運転開始から15年以上の対象になりますか。

# 例外規定に関する主な質問

1. 2024年1月以降に受電を開始する契約を2023年12月に締結した場合には、運転開始から15年以内の対象外になりますか。
2. 例外事項として“Grandfathered contracts with operational commencement dates before 1 January 2024”と書かれています。commencement datesは、契約日と運転開始日のどちらですか。
3. 使用電力量のうち15%まで例外として扱えるとのことですが、日本国内分だけで15%になっても問題ないでしょうか。

# その他の質問

1. 国内の「再エネ100宣言 RE Action」では、今回の要件改定は適用されますか。
2. なぜ15年という時間軸で決められたのか、背景を教えてください。

# エネルギー源に関する質問 1

水力とバイオマスに限定して持続可能性が問われる理由は何ですか。

〔回答〕 水力は河川の水質や動植物に対する影響が懸念される、バイオマスは燃料の調達による林業や農業への影響が懸念される、といった理由があります。

# エネルギー源に関する質問 2

水力とバイオマスの持続可能性について、適用開始は2024年1月以降という理解で正しいでしょうか。

〔回答〕 持続可能性は発電方法や燃料に関して問われるもので、2024年1月以降の電力調達に限りません。時期に関係なく、要件に適合することが求められます。

# エネルギー源に関する質問3

持続可能性について、報告時にどのような説明を求められますか。

〔回答〕 RE100の報告事項は、CDPの質問書に含まれています。バイオマスで発電した電力は「持続可能なバイオマス」と「その他のバイオマス」に分けて報告することが求められます。持続可能なバイオマスとして報告するためには、持続可能と判断した基準を記載する必要があります。

# エネルギー源に関する質問4

リパワーリングに関して、なぜ水力だけが水車か発電機の交換で認められるのでしょうか。

〔回答〕リパワーリングは水力を対象に実施するケースが多く、リパワーリング後の発電量のうち新規の自然エネルギーとして認める範囲（出力の純増分だけ）を規定しています。

# 調達方法に関する質問 1

コーポレートPPAを含めて、公的資金（補助金）を適用した場合に、RE100の要件を満たしますか。

〔回答〕 公的資金の適用は問われません。補助金を適用したコーポレートPPAでも要件を満たします。

# 調達方法に関する質問 2

新規のFIT再エネは、追加性が認められるのでしょうか。

〔回答〕 運転開始から15年以内であれば、新要件が求めるインパクトのある調達（追加性のある電力・証書）と認められます。

# 調達方法に関する質問 3

技術要件書のAppendix E4に記載されているエネルギー属性証書の長期契約について解説していただきたい。

〔回答〕日本と韓国では差金決済取引を伴わない固定価格によるバーチャルPPAが想定されます（日本ではFIPを組み合わせる方法など）。RE100の新要件では、新設の発電設備を対象に環境価値だけを固定価格で長期に契約する場合にはバーチャルPPAではなくて、「特定の発電設備を対象にしたエネルギー属性証書の長期契約」と位置づけました。差金決済取引により電力の市場価格の影響を受ける契約だけがバーチャルPPAに該当します。どちらも気候変動の抑制効果がある調達方法とみなし、運転開始から15年以上でも要件に適合します。

# 調達方法に関する質問4

発電事業者と小売電気事業者間で相対取引する非化石証書は対象電源を特定できます。その場合でも属性情報の付与（トラッキング）が必須になりますか。

〔回答〕 RE100では、発電に伴う属性情報を付与した証書によって環境価値を特定できることを推奨しています。相対取引の場合には契約書で代替することも認めていますが、環境価値の二重計上を防止する点で信頼性が劣ります。相対取引の非化石証書に対してはトラッキングがなくても使用を認めていますが、暫定的な措置であり、本来はトラッキング付の証書が望ましい、という見解を表明しています。現在のところ必須条件ではありませんが、トラッキング付の非化石証書を使用することが推奨されています。

# 調達方法に関する質問5

リプレースした電源の稼働開始時にオフサイトPPAを締結した場合には、運転開始後15年以上でも延長は可能でしょうか。

〔回答〕 技術要件書にはリプレース（設備更新）に関する規定はありませんので、公式な回答はRE100にお問い合わせください。従来と同じ出力でリプレースする場合には、CO2削減効果は見込めないため、新設の発電設備を対象にしたオフサイトPPAと同様の扱いにはならず、運転開始後15年以上は要件に適合しないと考えられます。

# 調達方法に関する質問 6

複数の太陽光発電所を対象に20年間のコーポレートPPAを締結して、その後に一部の太陽光発電所を入れ替えて同じ需要家と契約を締結しなおした場合に、運転開始から15年以内の制限はどうなりますか。

〔回答〕コーポレートPPAの契約形態に変更がなければ、運転開始から15年以内の制限の対象にはならないと考えられます。

# 調達方法に関する質問 7

バーチャルPPAや証書の長期取引において、最初の契約者とは環境価値（証書）の売買に関する最初の契約者という理解で正しいでしょうか。

〔回答〕 新設の発電設備を運転開始する時に長期取引を締結した契約者を指します。運転開始から一定期間を経た後に環境価値の売買が始まった場合には、新設の発電設備を対象にした最初の契約者には該当しないと考えられます。

# 調達方法に関する質問 8

運転開始から15年以上を経過した再エネ発電所でも、自己託送であれば、RE100の要件に適合しますか。

〔回答〕 自家発電した再エネ電力を自己託送で使用する場合には、運転開始から15年以上を経過しても要件に適合します。

# 調達方法に関する質問 9

賃貸ビルに入居している場合に、ビルのオーナーが変わると、供給先が同じままでも、運転開始から15年以上の対象になりますか。

〔回答〕 ビルのオーナー（電力契約の需要家）がコーポレートPPAを締結した後に、別のオーナーに変わった場合には、最初の契約者ではなくなりますので、運転開始から15年以内の制限を受ける対象になると考えられます。

# 例外規定に関する質問 1

2024年1月以降に受電を開始する契約を2023年12月に締結した場合には、運転開始から15年以内の対象外になりますか。

〔回答〕 契約の締結日ではなくて、電力の提供開始日が2024年1月よりも前の場合に、運転開始から15年以内の対象外になります。

# 例外規定に関する質問 2

例外事項として“Grandfathered contracts with operational commencement dates before 1 January 2024”と書かれています。commencement datesは、契約日と運転開始日のどちらですか。

**[回答]** 契約対象の電力を提供開始する日です。

# 例外規定に関する質問 3

使用電力量のうち15%まで例外として扱えるとのことですが、日本国内分だけで15%になっても問題ないでしょうか。

〔回答〕 世界全体で15%まで例外扱いになりますので、海外分がゼロであれば、日本国内分だけで15%になっても要件に適合します。

# その他の質問 1

国内の「再エネ100宣言 RE Action」では、今回の要件改定は適用されますか。

〔回答〕 RE Actionの事務局に確認したところ、対応を検討中で、適用する時期や内容が別になる可能性があるとのことでした。

## その他の質問 2

なぜ15年という時間軸で決められたのか、背景を教えてください。

〔回答〕 再生可能エネルギーの発電設備の投資回収期間が平均で15年程度であるためです。投資回収が完了した発電設備の電力や証書を購入しても、新たな開発を促進する効果は小さい、という考え方によるものです。